

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領

平成26年2月14日決定
平成29年8月25日一部改正
令和元年11月1日一部改正
令和5年4月3日一部改正

第1 目的

この要領は、日本の食文化の海外への普及を促進するため、農林水産省が実施する日本の食文化海外普及人材育成事業（以下「本事業」という。）に関して、その実施に必要な事項を定め、もって我が国における本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。

- 1 「取組実施機関」とは、調理師養成施設（調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた施設）、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設又は製菓分野（製パンを含む。以下同じ。）の課程を置く大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程（専門士の称号を付与できるものに限る。）を置くもの）のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本の食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。
 - (1) 本事業に係る実習計画の策定及び実習計画に基づく活動の実施に必要な事務を行う人員が確保されていること。
 - (2) 健全かつ安定的な経営状況であると認められること。
 - (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく職業紹介の許可を受けていること又は届出を行っていること。
 - (4) 製菓分野の課程を置く大学等については、次の①から⑦までに規定する履修科目等の要件を満たしていること。
 - ① 衛生法規
 - ② 公衆衛生学
 - ③ 食品学
 - ④ 食品衛生学
 - ⑤ 栄養学
 - ⑥ 製菓理論

⑦ 480 時間以上の製菓実習

2 「外国人調理師等」とは、取組実施機関において、調理師若しくは製菓衛生師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許若しくは製菓衛生師免許を取得した者、調理師免許若しくは製菓衛生師免許の申請資格を得た者、製菓衛生師法第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設を卒業した者又は製菓分野の課程を置く大学等を修了した者（1（4）に定める要件を満たす課程を履修し、学士、短期大学士、準学士又は専門士を取得した者であって、製菓衛生師養成施設を卒業した者を除く。以下同じ）のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定調理等活動を行うものをいう。

- (1) 取組実施機関において調理又は製菓（以下「調理等」という。）の業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。
- (2) 調理等の知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本の食文化を世界へ発信する意思を有すること。
- (3) 特定調理等活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。
- (4) 調理師免許又は製菓衛生師免許の申請資格を有している者については、本事業に従事する時点において当該免許を取得していること。
- (5) 製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者については、卒業した後3年以内に製菓衛生師の免許を取得する意思があり、申請書にその旨を宣誓していること。

3 「受入機関」とは、次の要件を全て満たす本邦の公私の機関であって、外国人調理師等を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、調理等に係る業務に従事させ、1の取組実施機関と連携して当該外国人調理師等に専門的な知識及び技能を修得させるものをいう。

- (1) 外国人調理師等が調理等の知識及び技能を修得するため、実習計画を適切に実施できる事業所（以下「事業所」という。）を有していると認められること。
- (2) 健全かつ安定的な経営状況であると認められること。
- (3) 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
- (4) 過去3年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

4 「特定調理等活動」とは、農林水産省による実習計画の認定に基づいて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の5の表の下欄の規定に基づき指定した活動であって、当該指定において特定された受入機関との契約に基づき、かつ、特定された事業所において調理等に関する技能を要する業務に従事するものをいう。

第3 人材育成の対象とする業務の範囲等

1 第2の4に規定する調理等に関する技能を要する業務は、2の要件を満たし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく「飲食店営業」又は「菓子製造業」

の許可を得ている事業所で提供される料理又は飲食料品の調理等の業務であって、外国人調理師等の技能の向上及び日本の食文化の海外普及に寄与すると認められるものとする。

- 2 外国人調理師等が受入機関において、取組実施機関で修得した技術や知識を活用し、実習期間内に下ごしらえから料理の完成に至るまでの一連の作業工程を実習することが可能であること。

第4 実習計画の策定及び認定

- 1 取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、外国人調理師等ごとに別記様式第1号の1により、原則として当該計画に係る外国人調理師等の在留期間満了日から1か月以上前までに農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。
 - (1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項
 - (2) 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項
 - (3) 受入期間
 - (4) 在留中の住居の確保に関する事項
 - (5) 外国人調理師等が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項
 - (6) 調理等の指導員及び生活指導員の任命に関する事項
 - (7) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
 - (8) 外国人調理師等との面接及び外国人調理師等からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
 - (9) 外国人調理師等の特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項
 - (10) 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
 - (11) 外国人調理師等に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」（以下「風俗営業法」という。）第2条第3項に規定する「接待」を行わせない旨の誓約
 - (12) 日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における飲食店（中分類76）、菓子小売業（製造小売）（細分類番号5861）、パン小売業（製造小売）（細分類番号5863）以外の産業に該当する事業所において特定調理等活動を行わせる場合にあつては、外国人調理師等に調理等以外の業務に従事させない旨の誓約
 - (13) その他農林水産省が必要と認める事項
- 2 農林水産省は、1の申請があつた場合、次に掲げる要件をいずれも満たしているときは、実習計画を認定することができる。
 - (1) 計画の内容が期間全体を通じて効果的な調理等の技能の向上が図られることが確実に認められること。
 - (2) 外国人調理師等の調理等の技能を必要としない業務又は同一の作業の反復のみによつ

て修得できる調理等の業務に従事させるものでないこと。

- (3) 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価について、その実施体制、方法、実施項目等が適切であると認められること。
 - (4) 調理師免許又は製菓衛生師免許を有している外国人調理師等については、調理等の知識及び技能を修得するための期間を5年以内としていること。
 - (5) 本事業に従事する時点において製菓衛生師免許を取得していない外国人調理師等については、調理等の知識及び技能を修得するための期間を3年としていること。
 - (6) 特定調理等活動を行う外国人調理師等の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり3人以内としていること。
 - (7) 外国人調理師等が、特定調理等活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
 - (8) 外国人調理師等が取組実施期間中において、取組実施機関及び受入機関から保証金等を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。
 - (9) 取組実施機関が、第8に定める監査を継続的に実施できる能力及び体制を確保していること。
 - (10) これまで本事業において、第13による実習計画の認定の取消し又は第17による報告が求められたことがある取組実施機関又は受入機関については、当該取消し又は報告の原因となった事実を照らして、その実施体制・方法が確実に改善されていると認められること。
- 3 農林水産省は、実習計画を認定したときは、別記様式第2号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。

第5 実習計画の変更

- 1 特定調理等活動において、第4の1に定める申請に係る事項に重要な変更が生じた場合、取組実施機関及び受入機関は共同で、別記様式第3号により農林水産省に速やかに申請し、承認を受けなければならない。
- 2 1に定める重要な変更は、次に掲げる通りとする。
 - (1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画内容に関する変更。
 - (2) 受入機関の変更（第12の2により申請する場合を除く。）
 - (3) 特定調理等活動を実施する事業所の変更。
 - (4) 受入期間の変更。
 - (5) 外国調理師等の在留中の住居の変更。
 - (6) 取組実施機関の修得状況の評価担当者または監査責任者の変更。
- 3 農林水産省は、1の申請があった場合、当該申請内容が外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に資すると認められるときは、実習計画の変更を承認することができる。

- 4 農林水産省は、実習計画の変更を承認した場合には、別記様式第4号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。
- 5 特定調理等活動において、第4の1に定める申請に係る事項に変更が生じた場合（1により申請する場合を除く。）、取組実施機関は、別記様式第5号により農林水産省に速やかに報告しなければならない。

第6 特定調理等活動の実施

- 1 受入機関は、実習計画に基づき、定期的に外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得状況を確認し、当該外国人調理師等の習熟度に応じた適切な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 受入機関は、外国人調理師等の実習日誌を作成し備え付け、特定調理等活動終了後1年以上保存することとする。

第7 修得状況の評価

- 1 取組実施機関は、受入機関の協力を得て、少なくとも1年に1回、外国人調理師等の特定調理等活動を通じた調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価し、その結果を別記様式第6号により遅滞なく農林水産省に報告することとする。
- 2 農林水産省は、その結果を踏まえ、当該外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を判断し、実習計画の実施に当たり、在留資格の期限延長が必要な場合は、その結果について、別記様式第7号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする（ただし、実習計画の実施に当たり、在留期間の更新が不要な場合は、当該通知を省略することができる。）。

第8 監査

- 1 取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも半年に1回、受入機関又は事業所に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方出入国在留管理局（以下「管轄地方出入国在留管理局」という。）に報告するものとする。
 - (1) 適正な実習の実施に関すること。
 - (2) 適正な労働条件の確保に関すること。
 - (3) 第4の1（5）に定める休暇の取得状況に関すること。
 - (4) 安全性の確保に関すること。
 - (5) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
 - (6) その他農林水産省が必要と認めること。
- 2 受入機関は、1の監査があったときは、別記様式第8号の1を例に、取組実施機関に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。

- 3 取組実施機関は、2の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定調理等活動が実施されるよう、受入機関及び外国人調理師等に対して適切な指導等の必要な措置を講ずるとともに、別記様式第8号の2により農林水産省に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。
- 4 農林水産省は、必要と認めるときは、1の規定にかかわらず受入機関又は事業所に対し自ら監査を行う又は取組実施機関に監査を行うことを指示することができる。

第9 外国人調理師等との面接

- 1 取組実施機関は、第7に定める修得状況の評価及び第8に定める監査を補完するため、特定調理等活動の実施状況等について、特定調理等活動の最初の1年間においては第8に定める監査とは別に少なくとも半年に1回、2年目以降においては必要と認めるときに、外国人調理師等と面接し当該実施状況等を確認し、懸案事項がある場合は、別記様式第9号により遅滞なく農林水産省に報告するものとする。
- 2 受入機関は、取組実施機関が1に定める面接をするときは、面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

第10 受入機関からの同意書の提出

受入機関は、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の向上を図る観点から、取組実施機関が行う指導に従うことに同意し、別記様式第1号の2により同意書を作成することとする。取組実施機関及び受入機関は、別記様式第1号の1とともに、当該同意書を農林水産省に提出しなければならない。

第11 特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置

- 1 取組実施機関は、外国人調理師等が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 受入機関は、1の場合において、取組実施機関がやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときは、当該外国人調理師等の帰国旅費を負担するものとする。
- 3 取組実施機関は、外国人調理師等が製菓衛生師の免許を取得するための受験料、免許申請料等の経費を支弁できないときはその費用を負担しなければならない。
- 4 受入機関は、3の場合において、取組実施機関がやむを得ない理由により製菓衛生師の免許を取得するための経費を負担することができないときは、当該外国人調理師等のその経費を負担するものとする。

第12 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置

- 1 取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師等に責がなく、かつ、本人が継続して

特定調理等活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定調理等活動の継続に必要な措置を講ずるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。

- 2 1に規定する場合（取組実施機関に起因する場合を除く。）において、外国人調理師等が特定調理等活動を継続する場合は、取組実施機関は、新たな受入機関を確保し、あらかじめ別記様式第3号により遅滞なく農林水産省に申請し、承認を受けなければならない。
- 3 農林水産省は、2の申請があった場合、当該内容により、特定調理等活動が適切に継続されると認められる場合は、実習計画の変更を承認することができる。
- 4 第5の3の規定は、3の場合に準用する。

第13 実習計画の認定取消

- 1 農林水産省は、受入機関に対し第17の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師等が特定調理等活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。
- 2 農林水産省は、受入機関又は外国人調理師等が第2の2及び3に掲げる要件のいずれかを満たさなくなっても1と同様とする。
- 3 1及び2に規定する場合にかかわらず、農林水産省は、取組実施機関が認定に係る実習計画を実施することが適切でないとしたときは、実習計画の認定を取り消すことができる。
- 4 1及び2の規定により実習計画の認定を取り消した場合のうち、外国人調理師等及び取組実施機関が第2の1及び2に掲げる要件を満たすことに変更がない場合、取組実施機関は当該外国人調理師等に係る実習計画を再度作成することができるものとする。

第14 農林水産省への報告

- 1 取組実施機関は、次に掲げる場合は、その状況を速やかに別記様式第10号から第12号までにより農林水産省に報告しなければならない。
 - (1) 外国人調理師等の特定調理等活動が終了し、帰国する場合
 - (2) 外国人調理師等が帰国した後、日本の食文化の海外への普及に係る業務に就業した場合
 - (3) 実習計画に即した特定調理等活動が実施されていないことが判明した場合
 - (4) 特定調理等活動の継続が不可能となった場合
 - (5) 外国人調理師等又は受入機関が第4の2に掲げる要件を満たさなくなった場合
 - (6) 取組実施機関又は受入機関において外国人調理師等が所在不明と判断した場合
 - (7) その他特定調理等活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合
- 2 取組実施機関は、特定調理等活動の終了後においても、農林水産省が必要と認めるときは、当該外国人調理師等の海外における日本の食文化の発信の状況について、農林水産省

に報告しなければならない。

第 15 関係省庁への報告

- 1 取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方出入国在留管理局に報告するものとする。
 - (1) 農林水産省により実習計画の認定を受けたとき。
 - (2) 農林水産省により実習計画の変更の承認を受けたとき。
 - (3) 第 14 の 1 に掲げる場合が生じたとき。
 - (4) 農林水産省により実習計画の認定を取り消されたとき。
- 2 取組実施機関は、本事業の実施状況等について、必要に応じ、管轄地方出入国在留管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

第 16 農林水産省共通申請サービスによる申請等

- 1 取組実施機関は、第 4 の 1、第 5 の 1 及び第 12 の 2 による申請又は第 5 の 5、第 7 の 1、第 8 の 1、第 9 の 1 及び第 14 の 1 による報告（以下「申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 取組実施機関は、システムを使用する方法により第 4 の 1、第 5 の 1 及び第 12 の 2 による申請を行う場合は、受入機関の同意を得なければならない。当該申請は、取組実施機関と受入機関が共同で行ったものとみなす。
- 3 取組実施機関は、システムを使用する方法により申請等を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 4 農林水産省は、システムを使用する方法により申請等を行った取組実施機関に対する認定、承認及び通知については、システムを使用する方法により行うことができる。
- 5 取組実施機関がシステムを使用する方法により申請等を行う場合は、農林水産省が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第 17 取組実施機関及び受入機関に対する是正措置等

農林水産省は、次に掲げるときは、取組実施機関及び受入機関に対し必要な報告を求め、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 申請等の繰り返しの又は著しい遅延により、本事業の実施に支障を生じる場合など、農林水産省が是正が必要と認めたとき。
- (2) 申請等の内容と外国人調理師等の実習状況が著しく乖離している場合など、農林水産省が是正が必要と認めたとき。
- (3) その他、農林水産省が是正が必要と認めたとき。

第 18 海外での日本の食文化普及活動従事のための支援

- 1 農林水産省は、取組実施機関からの報告に基づき外国人調理師等の実態を把握し、取組実施機関及び受入機関に対し、日本の食文化の海外普及を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。
- 2 農林水産省は、取組実施機関から第 14 の 1 の (1) による報告を受けたとき、特定調理等活動を終了した外国人調理師等に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。

附則

- 1 この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年 11 月 1 日以前に「日本料理海外普及人材育成事業」による認定を受けたものについては、本事業により認定を受けたものとみなす。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

実習計画認定申請書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

（取組実施機関）

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（受入機関）

所在地

名称

代表者の役職・氏名

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記に係る実習計画を別紙のとおり策定したので申請する。

記

- 1 推薦する外国人調理師等
氏名
住所
国籍・地域
- 2 受入期間
- 3 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所の所在地
- 4 要件への該当
 - (1) 取組実施機関に係る要件
 - (2) 外国人調理師等に係る要件

(3) 受入機関に係る要件

別紙

実習計画

1 調理等の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

(1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画案

1) 従事する調理等業務の内容、目標とする技能のレベル

段階	従事する調理業務の内容	目標とする技能レベル
(事例ごとの対応。)		

2) 受入機関が適切と考えられる理由等を記載

(2) 施設

事業所名

事業所の所在地

施設概要

2 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項

3 在留中の住居の確保に関する事項

4 外国人調理師等が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項

5 調理等の指導員及び生活指導員の任命に関する事項

(1) 調理等の指導員

氏名

勤務先

経歴

(2) 生活指導員

氏名

勤務先

経歴

- 6 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
- 7 外国人調理師等との面接及び外国人調理師等からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
- 8 特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項
- 9 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

別記様式第1号の2

年月日

取組実施機関による指導等を受け入れる旨の同意書

農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業部)殿

所在地

名称

代表者の役職・氏名

受入機関〇〇〇は、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の向上を図る観点から、取組実施機関〇〇〇〇が行う指導に従います。

実習計画認定通知書

(別記参照) 殿

農林水産省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の2に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第4の3に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する受入機関名及び受入機関の所在地
- 2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所の所在地
- 3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍
- 4 受入期間
- 5 認定した実習計画の内容

別記

取組実施機関の代表者名

受入機関の代表者名

外国人調理師等名

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名、住所及び
国籍・地域並びに受入期間についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載

※実習計画の写しを添付

実習計画変更申請書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

（取組実施機関）

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（受入機関）

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画変更をしていない場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1（又は第12の2）の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画変更をしている場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1（又は第12の2）の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。

記

1 変更事項

○○○○○

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

○○○○○○○○○○

※変更前、変更後の実習計画を添付

※変更事項を裏付ける資料も添付

実習計画変更承認通知書

(別記参照) 殿

農林水産省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の2 (又は第12の3) に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので、同要領第5の3 (又は第12の4) に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する受入機関名及び受入機関の所在地
- 2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所の所在地
- 3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍・地域
- 4 受入期間
- 5 変更を承認した実習計画の内容

別記

取組実施機関の代表者名

受入機関の代表者名

外国人調理師等名

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名及び国籍並びに機関についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載

※実習計画の写しを添付

実習計画変更報告書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画変更をしていない場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により認定された〇〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の5に基づき報告する。

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画変更をしている場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の5に基づき報告する。

記

1 変更事項

〇〇〇〇〇

（変更前）

（変更後）

2 変更理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※必要に応じて変更事項を裏付ける資料を添付

修得状況評価実施報告書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画変更をしていない場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行ったので、下記のとおり報告する。

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画変更をしている場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行ったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 実施場所及び実施日

- 2 評価を行った外国人調理師等
氏名
住所
国籍・地域

3 取組実施機関の実施体制

※評価を実施した者の役職、氏名を記載

4 評価の内容

※実習計画に則った技術評価基準に基づく評価結果を添付

通 知 書

(別記参照) 殿

農林水産省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)

外国人調理師等の調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する報告があった件について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する受入機関
名称
所在地
代表者の氏名

- 2 対象の特定調理等活動
外国人調理師等の氏名
外国人調理師等の住所
外国人調理師等の国籍・地域
受入期間
事業所名
事業所の所在地

- 3 特定調理等活動を継続することの適否

別記

取組実施機関の代表者名

受入機関の代表者名

外国人調理師等名

別記様式第8号の1
(受入機関→取組実施機関)

年月日

受入状況報告書

取組実施機関の代表者殿

所在地
名称
代表者の役職・氏名

令和（平成）〇〇年〇月〇日付〇〇（新食）第〇〇号により日本の食文化海外普及人材育成事業に認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入状況を報告する。

記

- 1 実習の実施
※実習計画についての実施状況等を記載
- 2 労働条件の確保
※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載
- 3 休暇の取得状況
※申請書に記載した休暇の取得状況等を記載
- 4 安全性の確保
※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載
- 5 雇用保険等への加入
※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

6 その他

※農林水産省から指示があった場合において、指示に従い記載

別記様式第8号の2

(取組実施機関→農林水産省)

年月日

受入状況報告書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所在地

名称

代表者の役職・氏名

(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入状況を報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしている場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 監査の実施

(1) 実施場所及び実施日

(2) 取組実施機関の実施体制

※監査を実施した者の役職、氏名を記載し、そのうち1名を責任者として記載

(3) 監査の実施方法

※受入機関の対応者、聞き取り、帳簿の確認等受入状況の確認方法を記載し、チェックリスト等による監査結果を添付。また、必要に応じ帳簿の写し等も添付

2 受入状況

(1) 実習の実施

※実習計画についての実施状況等を記載

(2) 労働条件の確保

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

(3) 休暇の取得状況

※申請書に記載した休暇の取得状況等を記載

(4) 安全性の確保

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

(5) 雇用保険等への加入

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

(6) その他

※農林水産省から指示があった場合において、指示に従い記載

面接状況報告書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所在地
名称
代表者の役職・氏名

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画変更をしていない場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により認定された〇〇〇〇（外国人調理師等氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の懸案事項があったので報告する。

（これまでに実施要領第5の1（又は第12の2）に基づく実習計画を変更している場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の懸案事項があったので報告する。

記

- 1 面談日時
- 2 懸案事項
- 3 対応方針

特定調理等活動終了報告書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（これまでに実施要領第 5 の 1（又は第 12 の 2）に基づく実習計画変更をしていない場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 14 の 1 の（1）の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

（これまでに実施要領第 5 の 1（又は第 12 の 2）に基づく実習計画変更をしている場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 14 の 1 の（1）の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

記

- 1 特定調理等活動を終了した外国人調理師等
氏名
国籍・地域
帰国先
帰国予定日

- 2 受入期間

令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日 (〇年〇ヶ月)

- 3 特定調理等活動を実施した受入機関名及び受入機関の所在地
- 4 特定調理等活動を実施した事業所名及び事業所の所在地
- 5 特定調理等活動の概要
 - ※実習計画についての実施状況等を記載
 - ※外国人調理師等の自己都合により特定調理等活動を終了した場合には、その理由を記載

年月日

帰国後就業状況報告書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（これまでに実施要領第 5 の 1（又は第 12 の 2）に基づく実習計画変更をしていない場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 14 の 1 の（2）の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

（これまでに実施要領第 5 の 1（又は第 12 の 2）に基づく実習計画変更をしている場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 14 の 1 の（2）の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

記

- 1 特定調理等活動を終了した外国人調理師
氏名
国籍・地域
帰国先
帰国日

2 受入期間

令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日 (〇年〇ヶ月)

3 外国人調理師等の就業の状況

(1) 就業年月日

(2) 就業した機関名及び機関の所在地

(3) 業務内容

状況報告書

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

（取組実施機関）

所在地

名称

代表者の役職・氏名

（これまでに実施要領第 5 の 1（又は第 12 の 2）に基づく実習計画変更をしていない場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 14 の 1 の（3）（、（4）、（5）、（6）又は（7））の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。

（これまでに実施要領第 5 の 1（又は第 12 の 2）に基づく実習計画変更をしている場合）

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産（新食）第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 14 の 1 の（3）（、（4）、（5）、（6）又は（7））の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。

記

1 実施中の特定調理師等活動

（1）外国人調理師等

氏名

住所

国籍・地域

(2) 受入期間

(3) 特定調理等活動を実施した受入機関名及び受入機関の所在地

(4) 特定調理等活動を実施した事業所名及び事業所の所在地

2 事態の概要

3 今後の見込及び対応策